

## 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(太陽光発電設備に係る要件)

第2条 要綱第3条第1項第1号ウに掲げる太陽光発電設備に係る要件は、別表1の基準を全て満たしている設備であることとする。

(蓄電システムの設備に係る要件)

第3条 要綱第3条第1項第2号エに掲げる蓄電システムの設備に係る要件は、未使用品（電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

- (1) 環境省令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
- (2) 環境省令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

2 蓄電システムの設備が別表2の基準を全て満たしている場合は、前項の要件を満たすものとみなす。

(蓄電システム等の機能に係る要件)

第4条 要綱第3条第1項第2号オに掲げる蓄電システム等の機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 停電時においても操作を行うことなく、太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システムに充電することが可能であること。
- (2) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システムに充電した電力を、補助事業を実施する住宅で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること。

(申請期限)

第5条 要綱第7条に掲げる申請書の提出期日は、令和4年2月28日までとする。

(収益納付すべき金額)

第6条 要綱第20条第1項に掲げる納付すべき金額については次の各号のとおりとする。

- (1) 納付期間中に補助事業者が納付すべき金額の合計額は、太陽光発電設備の発電出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額を減額した額以上とする。
- (2) 前号の納付期間中に補助事業者が納付すべき金額の合計額について、県はその内容を審査し、補助事業者に対し是正のための必要な措置を指示することができる。
- (3) 各年度に補助事業者が返還する額については、原則として前号の額を契約期間で除した額とする。ただし、県が特に認める場合にはこの限りではない。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

別表1（第2条関係）

設備	項目	基準
太陽光発電設備	設備要件	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たすこと。
	その他	設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 未使用品であること。 地絡検知機能を有していること。 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。

別表2（第3条関係）

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること。	「ECHONET Lite」規格、その他EMS機器等と通信可能な機能を持っていること。 (充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと。)
蓄電容量、定格容量及び繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。	定格容量：JIS C 8715-1 で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること。 蓄電容量：1.0kWh 以上であること。 サイクル耐久性：25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで20%以上の指定した値で2,000回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の60%以上であること。
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	定格出力及び出力可能時間：明示すること。 保有期間：補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること。 修理保証：6年間の修理対応(有償無償問わず)及びその明示、保守部品保持 廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること。 アフターサービス：連絡先を明示すること。
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと。	JIS C 8715-2 を満足すること又はSBA S1101:2011（一般社団法人 電池工業会発行）に準拠した安全性を有すること。
未使用品であること。	電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。